

## ～税務のチェックポイント Q&A 8～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

## リース資産の生産性向上設備投資促進税制の適用対象の有無について

### 《内容》

当社(3月期決算法人)は、加工機器の製造業を営む青色申告法人です。今期に製造設備の一部の加工機器を法人税法施行令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引により取得しました。このようにリース取引により取得した製造設備は、租税特別措置法第42条の12の5《生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の適用対象資産となるのでしょうか。

### 『答』

リース取引により取得した生産性向上設備等についても、租税特別措置法第42条の12の5に規定する要件を満たす場合には本制度の適用対象資産となります。ただし、ご質問のケースの所有権移転外リース取引により取得したものについては、特別償却の適用はなく、法人税額の特別控除のみを適用することができます。

### (解説)

1 法人がリース取引を行った場合には、リース資産の賃貸人から賃借人への引渡しの時にそのリース資産の売買があったものとして、その賃貸人及び賃借人である法人の各事業年度の所得の金額の計算を行うこととされています(法法64の2①)。

2 ところで、租税特別措置法第42条の12の5に規定する「生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」の特例(以下、「本特例」と略称します。)は、青色申告書を提出する法人が、産業競争力強化法の施行の日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの期間(特定期間)内に、特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度(平成26年4月1日以後に終了する事業年度に限ります。)において、特別償却(即時償却)と法人税額の特別控除との選択適用ができることになっています(措法42の12の5①②⑧)。本特例の適用対象資産である特定生産性向上設備等は、A類型(先端設備)とB類型(生産ラインやオペレーションの改善に資する設備)に分けて定められている生産性向上設備等(産業競争

力強化法 2⑬、経産省強化法規則 5) で一定の取得価額要件を満たすものとされています(措法 42 の 12 の 5①~④⑦~⑨)。

3 本特例は、上記 2 のように青色申告法人が、所定の期間内に特定生産性向上設備等の取得等をして、これを国内にある当該法人の事業の用に供した場合に、特別償却又は法人税額の特別控除を適用できるというものです。この場合の本特例における「取得等」とは、「取得(その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得に限る。)又は製作若しくは建設をいい、建物にあっては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む」ものを指し、リース取引による取得は除かれていませんので、リース取引により取得した特定生産性向上設備等についても、本制度の対象とすることができます。

4 ただし、ご質問のケースのリース取引は、法人税法施行令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引に該当するという事ですので、この所有権移転外リース取引により取得した特定生産性向上設備等については、本特例のうち、特別償却の適用はありませんので、法人税額の特別控除のみ適用できることとなります(措法 42 の 12 の 5⑩)。

これは、租税特別措置法の規定による他の特別償却制度においても、所有権移転外リース取引により取得したリース資産は、特別償却の適用除外とされていることとの関連から本特例においても同様に特別償却が適用されていないこととされたものと考えられます。この趣旨としては、所有権移転外リース取引については法人税法の本法においてその償却方法が「リース期間定額法」といういわば特別の償却方法が認められていることからさらに特別償却を認めないという捉え方により除外されたものといわれています。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。